

## 単位当たり共済金額

### 令和8年産大豆に適用する単位当たり共済金額の範囲

	単位当たり共済金額の範囲
1類	113円 102円 90円 79円 68円 (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 292円 263円 234円 204円 175円 113円 102円 90円 79円 68円 うち免税対象農業者に係るもの 301円 271円 241円 211円 181円 113円 102円 90円 79円 68円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては 784円 706円 627円 549円 470円 )
2類	1,501円 1,351円 1,201円 1,051円 901円
3類	520円 468円 416円 364円 312円
6類 7類	大豆の品種等に応じ、1類、2類、3類の単位当たり共済金額の範囲と同じ
9類	大豆の品種等に応じ、2類、3類の単位当たり共済金額の範囲と同じ

備考：この表において「単位当たり」とは1キログラム当たりとする。

- 1類 乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆
- 2類 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆
- 3類 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆
- 6類 乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆
- 7類 乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆
- 9類 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆または農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆